

新潟市政策会議要綱

(設置)

第1条 市の重要な政策や地域課題に対する方針や方向性について審議し、市政を総合的かつ効率的に推進するために政策会議（以下「会議」という。）を置く。

(構成)

第2条 会議は、市長、副市長、参与、政策企画部長、総務部長、財務部長をもって構成する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を会議に出席させ、その者に説明させ、又は意見を求めることができる。

(審議事項)

第3条 会議の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 重要な政策や地域課題に対する方針や方向性に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(主宰)

第4条 会議は、市長が主宰する。

(会議の開催)

第5条 会議は必要の都度、開催する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、政策調整課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。